

# 外来生物法に基づく特定外来生物等の証明書の発行

制度所管部局：自然環境局野生生物課

## 1. 制度の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第25条第1項及び同法施行規則第31条第4号に基づく輸入のために必要な特定外来生物等の種類を証する証明書の発行事務

## 2. 発行事務に係る条項

法第二十五条第1項 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物（生きているものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

施行規則第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

## 3. 登録基準

証明書発行機関の登録の基準等を定める件（平成十七年五月二十五日 農林水産省・環境省告示第六号）

（登録の手続）

第一条 （略）

（欠格要件）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下この条において「法」という。）又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第五条の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その法人の役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があること。

（機関登録の申請等）

第三条 （略）

（登録基準）

第四条 主務大臣は、機関登録の申請をした者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと

- 同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するものが証明書発行関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。
- 二 申請者が、公正かつ的確に証明書発行関係事務を遂行することができることを認めるに足る十分な社会的信用を有するものであること。
- 三 申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として特定外来生物の飼養等をしている者（ロにおいて「特定外来生物飼養等業者」という。）がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。
- ロ 申請者の役員又は職員のうち、特定外来生物飼養等業者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定外来生物飼養等業者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

（登録の取消し等）

第五条 （略）

（公示）

第六条 （略）

#### 4. 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成24年10月1日現在）

##### （1）料金

1回の輸入で1種につき 33,000 円（内訳：判定手数料：30,000 円 証明書発行手数料：3,000 円）。但し、出張判定による発行の場合は、50,000 円及び交通費（実費）。

##### （2）積算根拠

発行事務に要する人件費等のコストを賄うことができる水準

#### 5. 当該業務を行う公益法人（平成24年10月1日現在）

登録年月日	登録番号	登録されている機関の名称、代表者の氏名	主たる事務所の所在地及び電話番号	登録されている分類群の範囲
平成 17 年 6 月 9 日	1 番	一般財団法人自然環境研究センター 理事長 大塚柳太郎	住所：東京都台東区 下谷 3-10-10 電話：03-5824-0916	全分類群

注) 上記のほか、施行規則第三十一条に基づき、外国に同業務を行う機関が存在する。

#### 6. 登録基準に係る問い合わせ等の概要

特にありません。